

<令和6年度～令和8年度>

障害児支援の報酬の1単位単価

【その他】 ※ 事業所の所在地が仙台市、多賀城市以外の場合

			1単位単価	
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	10円	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)			
	放課後等 デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		
	居宅訪問型児童発達支援			
保育所等訪問支援				
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	
		自閉症児の場合		
		盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合
	ろうあ児		当該施設が主たる施設の場合	
		当該施設が単独施設の場合		
	併設する施設が主たる施設の場合			
	肢体不自由児の場合			
	医療型 (含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		
肢体不自由児の場合				
重症心身障害児の場合				
障害児相談支援				